２　前項の場合において、新法第十九条第二項中「前項」とあるのは、「前項（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」とする。

３　施行日前に終了した事業年度に係る旧法第二十四条（第一号イに係る部分に限る。）の規定による会計の整理については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（電波法の一部改正）

第七条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十六第六項第五号ハ及び第七十六条第七項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号㈠中「変更登録等」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改める。

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第十条　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項第三号中「若しくは第五号、第十二条の二第四項第二号ロ」を「、第五号若しくは第七号」に改める。

（電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正）

第十一条　電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号ハ中「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改め、同号ホ中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改め、同号ヘ中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改める。

第十条第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条第一項、第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一

労働者協同組合法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七十一号

労働者協同組合法等の一部を改正する法律

（労働者協同組合法の一部改正）

第一条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　労働者協同組合連合会（第九十五条―第百二十三条）」を「第三章の二　特定労働者協同組合連合会（第九十四条の二―第九十四条の十九）　第三章　労働者協同組合連合会（第九十五条―第百二十三条）」に、「第百三十三条」を「第百三十二条の二」に改める。

第三条第六項第一号中「次号」の下に「及び第九十四条の四第四号」を加え、同項第二号中「第三十五条第五号」の下に「及び第九十四条の四」を加える。

第三十五条第三号中「除く」の下に「。第九十四条の四第一号ロにおいて同じ」を加える。

第四十二条第一項中「この条及び第四十五条第五項」を「この章及び次章」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　特定労働者協同組合

（認定）

第九十四条の二　組合は、次条各号に掲げる基準に適合する組合であることについての行政庁の認定を受けることができる。

（認定の基準）

第九十四条の三　行政庁は、前条の認定の申請をした組合が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該組合について同条の認定をするものとする。

一　その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。

二　その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合（前条の認定を受けた組合をいう。以下同じ。）に帰属する旨の定めがあること。

三　前二号の定款の定めに反する行為（前二号及び次号に掲げる基準の全てに該当していた期間において、剰余金の配当又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

四　各理事（清算人を含む。以下この号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

（欠格事由）

第九十四条の四　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する組合は、第九十四条の二の認定を受けることができない。

一　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　特定労働者協同組合が第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの